

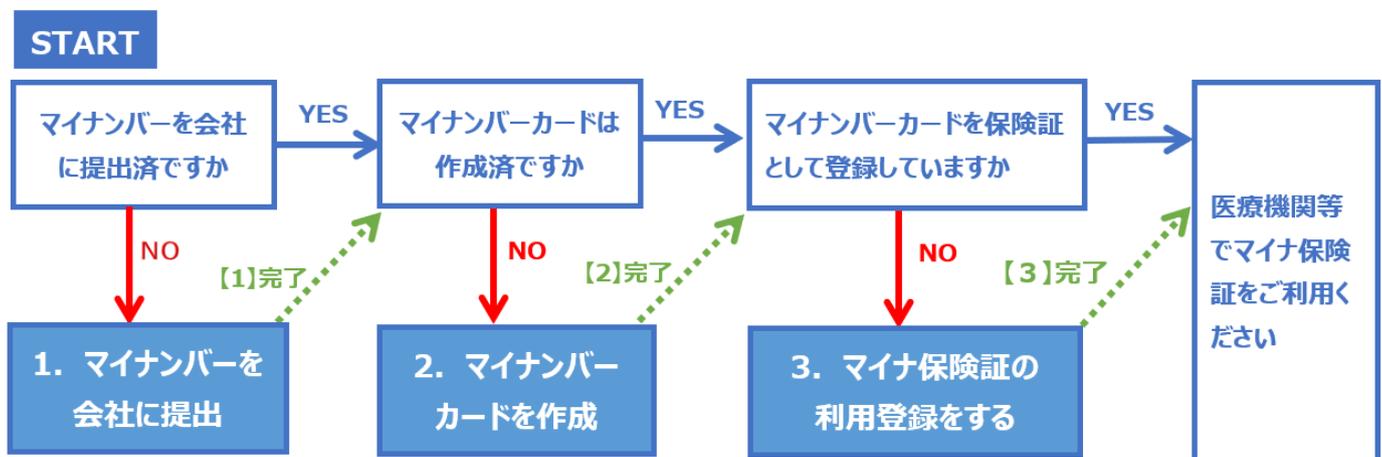
マイナ保険証への移行について

【令和 7 年 12 月以降、保険証が利用できなくなります】

令和 5 年 6 月 9 日に公布された「マイナンバー法等の一部改正法」により、**令和 6 年 12 月 2 日**をもって現行の**保険証の新規交付は廃止**され、**令和 7 年 12 月以降は現在のカード型保険証が利用できなくなります**。

保険証交付廃止時期には各種手続きに時間を要する可能性も高いので、保険証交付廃止に伴う不都合が生じることのないよう、**マイナ保険証への移行手続き**を早めにしていただきますようお願いいたします。

以下フローチャートをご参照のうえ、該当する番号の手続きを行ってください。



1. マイナンバーを会社に提出

マイナンバーを管理している部署にマイナンバーをご提出ください（※被扶養者であるご家族も対象です）

現在、医療機関では保険証とあわせ「オンライン資格確認」を通して最新の資格情報を確認しています。マイナンバーを健保に未提出の場合、オンライン資格確認での情報確認が出来ず、状況によっては**医療費を一度全額自己負担**していただくなどのご不便が生じる可能性がありますので、急ぎマイナンバーのご提出をお願いいたします。

2. マイナンバーカードを作成

申請は以下よりご選択いただけます

- ◆ オンライン申請（パソコン、スマートフォン）
- ◆ 郵便による申請（手書きの申請書から）
- ◆ 証明写真機から

申請方法等についてはこちら

→[申請・受取方法／申請状況確認 - マイナンバーカード総合サイト \(kojinbango-card.go.jp\)](http://kojinbango-card.go.jp)

マイナンバーカードの受け取りには申請後に届く「通知書」が必要となり、現在、通知書発行までに約 1～2 か月かかります。保険証交付廃止日が近くなると、通知書発行により一層時間を要する可能性がありますので、お早目の申請をお勧めします。

3. マイナ保険証の利用登録をする

登録は以下よりご選択いただけます

- ◆ マイナポータルから行う
- ◆ セブンイレブン ATM から行う
- ◆ 医療機関・薬局の受付で行う

登録方法等についてはこちら

→[マイナンバーカードの健康保険証利用方法 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

【その他】

資格確認書について

マイナ保険証の登録が完了していない方やマイナンバーカードを紛失した方などには「資格確認書」を交付します。

「資格確認書」は現行の保険証と同様、医療機関等に提示することにより保険適用にて診療等を受けることができますが、原則、ご本人の**申請が必要**であること、**有効期限到来の度に再申請が必要**であること、紛失等による**再交付の場合は手数料がかかる**可能性があります。

また、交付に時間を要する可能性もありますので、ぜひ**マイナ保険証のご登録**をお願いいたします。

令和 6 年 12 月 2 日以降に資格を取得する（被扶養者となる）方

- ✓ 各種届出（資格取得届・被扶養者異動届）に「資格確認書交付希望欄」を設置予定です。
- ✓ 交付希望者には資格確認書を交付しますが、有効期限が設定されますので、有効期限内にマイナ保険証の手続きをお願いいたします。
- ✓ 保険証滅失による再交付、氏名変更の場合も保険証は交付されませんので、マイナ保険証のご登録をお願いします。

海外在住者のマイナンバーカードについて

令和 6 年 5 月 27 日から、**日本国籍の方は国外転出後もマイナンバーカードを継続して利用できる**ことになりました。一時帰国時に保険適用の診療等を受ける場合、現在は保険証を医療機関窓口に表示すれば原則自己負担 3 割で受診できますが、**令和 7 年 12 月 2 日以降は現行の保険証が利用不可**となります。

一時帰国した際に保険適用の診療等をスムーズに受けられるよう、海外赴任の可能性のある方は国内にいる間に**マイナ保険証のご登録**をお願いいたします。

◇詳しくはこちら→[マイナンバーカードを国外で利用する - マイナンバーカード総合サイト \(kojinbango-card.go.jp\)](#)

※現在、海外在住でマイナンバーカードを持っていない・失効した方

既に海外に在住されている方も**マイナンバーカードの申請&受け取りが可能**となりました。

申請～受け取りまでの大まかな流れは以下のとおりとなります。

① 「個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行/更新申請書」を申請

申請先：本籍地市区町村、本籍地以外の市区町村(一時帰国の滞在先等)、在外公館

申請方法：来庁 または 郵送

※マイナンバーが不明でも申請は可能です

※日本出国時にマイナンバーカードを失効した方も新規申請が必要となります。(マイナンバーに変更はありません)

② 交付通知メールを受信

マイナンバー交付準備が整い次第、マイナンバーカード受け取り指定とした「市区町村」または「在外公館」より交付通知メールが届きます。

③ マイナンバーカードを受領 (対面)

受取場所：本籍地または本籍地以外の市区町村(一時帰国の滞在先等)、在外公館

持ち物：市区町村／有効な旅券およびその他の本人確認書類 1 点
在外公館／有効な旅券 等

◇申請用紙のダウンロード、詳細はこちらをご参照ください

→[国外転出者向けマイナンバーカードの申請・受取方法（新規交付） - マイナンバーカード総合サイト \(kojinbango-card.go.jp\)](https://www.kojinbango-card.go.jp)

◇海外赴任前に会社へマイナンバーを提出していない方は、マイナンバーカード取得後、会社にマイナンバーを提出してください。
(被扶養者も含む)

提出方法等は会社のマイナンバー管理部署にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

三井物産健康保険組合 適用課

大場 TEL : 03-3285-2938 Mail : Mi.Oba@mitsui.com

築田 TEL : 03-3285-2934 Mail : A.Yanata@mitsui.com

以上